

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則 一
○福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則 一
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四十四号(66)中「確認」を「中間検査」に改め、同条第四十六号(2)中「第一条第五項」を「第一条第六項」に改め、同条第四十七号(22)の次に次のように加える。

(23) 第三十五条の規定による申請書の受理

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第七十一号

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定盛土等規制区域内における規制（第二十一条―第三十四条）」を「第三章 特定盛土等規制区域内における規制（第二十一条―第三十四条）」に改め、第四章 雑則（第三十五条）を

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

（法の規定に適合していることを証する書面の交付）

第三十五条 省令第八十八条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第八十八条の規定に基づく証明書交付申請書（第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

第十六号様式の次に次の一様式を加える。

第17号様式（第35条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく証明書交付申請書			
福島県知事	年 月 日		
〒 申請者 住 所 氏 名 （連絡先 ）			
建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を申請したいので、次のことについて宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。			
建築（建設）敷地の所在・地番・地目・地積	所在・地番 地目： _____ 地積： _____ m ²		
該 当 条 文	宅地造成及び特定盛土等規制法 <input type="checkbox"/> 第12条 <input type="checkbox"/> 第16条 <input type="checkbox"/> 第30条 <input type="checkbox"/> 第35条		
区 域 区 分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/>宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/>特定盛土等規制区域 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 用途地域 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	用途地域
<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	用途地域		
許可等の年月日及び番号	年 月 日 第 号（ ）		
建築（建設）計画の概要	造成等行為 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (_____ m ²)		
	用 途		
	敷地面積 (実測)		
	工事の種別		
	そ の 他		
※ 上記の建築計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。 年 月 日			
福島県知事 印			

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 3 該当する事項（印）にレ印を付けること。
 4 添付書類：建築確認申請書の写、位置図、登記事項証明書、公図、建築計画概要書、配置図、平面図、立面図（土地の造成計画が確認できるもの）、敷地求積図（土地の全面積、盛土又は切土をする土地面積）、その他必要書類
 5 提出部数：正副各一部

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第七十二号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二東北労働金庫の項中、「郡山東支店」を削る。

附 則

この規則は、令和六年十一月十一日から施行する。

(出納総務課)

訓 令

福島県訓令第十三号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十月八日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の8の表都市総室の部都市計画課の項10の(2)中「第1条第5項」を「第1条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年十月八日から施行する。

(行政経営課)